

提携コンビニATMおよびゆうちょ銀行ATMの 手数料改定に伴う利息制限法への影響について

2022年2月1日
甲賀農業協同組合

平素は当組合をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、当組合のキャッシュカードを使用して提携コンビニATM（株式会社イーネット・株式会社セブン銀行・株式会社ローソン銀行 ※五十音順）および株式会社ゆうちょ銀行ATMを利用する際の手数料を、2022年4月1日より改定することといたしました。

上記に伴い、2010年6月18日施行の改正利息制限法（※1）により、JAバンクのキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様が、JAバンクおよび個別提携金融機関以外のCD・ATMをご利用の際に、金額・時間帯によって一部お取引いただけない場合がございます。

これは、「総合口座貸越取引」「カードローン取引」においてお客様にご負担いただくCD・ATM利用手数料が利息と見なされるためであり、法定利率を上回る利息をお客様からいただく恐れがあるケースについては、お取引を一部制限させていただいているものです。

大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

（※1）利息制限法施行令第2条（2007年11月公布）により、CD・ATMを利用したお借入れまたはご返済の際にお客様にご負担いただくCD・ATM利用手数料（消費税込）について、「お借入れまたはご返済金額が1万円以下：110円超、同1万円超：220円超」の場合、利息と見なすことが定められたものです

1. CD・ATMのご利用可否について

（1）従来どおりご利用いただけるCD・ATM

- ・全国のJAバンクのCD・ATM
- ・個別提携金融機関（JFマリンバンク、三菱UFJ銀行）のCD・ATM

（2）一部お取引いただけない場合があるCD・ATM

「全国のJAバンクおよび上記の個別提携金融機関」以外のCD・ATM

2. お取引を一部制限させていただく場合について（※2）

- (1) 「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円以下の貸越・お借入れが発生する取引で、110円超のCD・ATM利用手数料が請求される場合
- (2) 「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円以下の入金（貸越に対する充当（返済））が発生する取引で、110円超のCD・ATM利用手数料が請求される場合
- （※2）貸越・お借入れが発生しない貯金の出金取引、貸越に対する充当（返済）とならない貯金のお入金取引は従来どおりご利用いただけます

3. 「JAバンクおよび個別提携金融機関」以外のキャッシュカード・ローンカードによりJAバンクのCD・ATMをご利用されるお客様へ

改正利息制限法の施行に伴う対応は、金融機関によって異なりますので、詳しくはお口座をお持ちの金融機関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以 上